

介護従事者と要介護者の接触機会を低減させることで、感染対策となるため市独自の補助制度を設けるもの。

1 目的と背景

(1) 目的

- ① 平常時においては従事者と利用者の接触機会の低減を図り、感染対策の一助とすること。
- ② 感染者発生時においては、事業所の業務継続及び安定的なサービス提供に役立てること。

2 必要性

- (1) 排泄物等を衛生的に処理する介護ロボットが感染症対策としても有効であるとして導入する事業所が増加している。
- (2) 介護ロボットの有効性は認識しながらも、費用負担が大きいことから、導入に躊躇している事業所が多い（令和3年12月に実施した北上市介護ロボット体験会のアンケートによる）。
- (3) 介護人材不足対策を目的とする岩手県の介護ロボット導入に係る補助制度（参考：県の介護ロボット補助金の補助率 1/2または3/4。令和4年度の実施は未定。）は、効率化及びデータ連携等の取り組みといった諸条件により補助率が設定されていることから、事業者にとってハードルが高く、利用実績は低調である。

介護ロボットの例

移乗支援



装着型パワーアシスト

移動支援



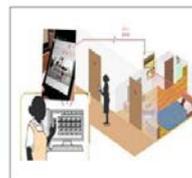
歩行アシストカート

排泄支援



自動排せつ処理装置

認知症の方の見守り



見守りセンサー

3 補助金の概要

(1) 対象事業者

北上市内の介護サービス提供事業所

(2) 対象ロボット

- ① 介護従事者の負担軽減の効果が見込め、もっぱら事業所において使用するロボット
- ② 経済産業省が行う「ロボット機器開発・標準化事業」において採択されたロボット

(3) 補助率及び補助単位

- ① 補助率9/10
- ② 1事業所1回の募集につき、30万円上限
※ 予算上限に達しない場合、複数回に分けて募集を行う。

(4) 財源及び規模

予算額：510万円（17事業所）
※ 市内介護事業所総数の10%を見込んだ。

(5) その他

- ① 同事業について、秋田市で先行事例あり。
- ② 岩手県のような特別な取り組みの補助要件を設けず、事業所が申請しやすい制度とする。

4 スケジュール

令和4年1月～ 要綱策定
令和4年4月～ 事業実施